

令和3年度 弘前大学共用研究設備整備支援事業(再々公募)実施要項

1. 事業の目的

科学研究費助成事業制度（以下、「科研費」という。）においては、研究費の効率化をより高めるために合算使用の制限を緩和する制度改革がなされており、これまで研究者単独では購入が難しかった高額設備も、研究者が共同で費用負担することにより共用設備として購入が可能となっている。これを受けて、本学においても「弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項」を令和元年8月1日に制定し、高額設備の共同購入、重複購入の抑制、及び設備の共用利用を図るとともに、研究費使用の自由度を高めつつ、研究基盤の整備を推進している。

本支援事業は共同で購入する「共用研究設備」に係る購入経費を支援することで、研究者単独では購入が難しかった設備について、研究室を越えて全学的に広く、複数の研究者による研究設備の共同購入及び共同利用を推進し、より一層の研究環境の向上を図ることを目的とする。

2. 支援額

最大で設備購入額の1/2（消費税含む。1円未満切り上げ。）を支援する。ただし、2,500千円を上限とし、支援額については共用研究設備整備支援事業審査委員会で支援額を決定する。

3. 申請要件

申請にあたっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 複数の研究者の研究費等による共同購入予定の共用研究設備であること。ただし、次に掲げる場合は、支援の対象外とする。

①科研費等の同一課題の研究代表者及び研究分担者のみの研究者による場合

②部局経費のみの共同購入の場合

（複数の研究者の研究費に不足分を部局経費で補填する場合は、申請可。）

③500千円未満の設備

(2) 共用研究設備は、「弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項」第3に準ずるものであること。

(3) 共用機器基盤センターの共用設備に登録申請すること。

4. 留意事項

(1) 共同購入者のいずれかが他機関に異動することとなった場合であっても、当該設備を異動先の機関に移すことはできないこと。

(2) 令和3年度中に稼働開始が可能であること。

(3) 購入後、原則3年以上の使用が見込まれること。

(4) 共用利用を実施できる設備であり、かつ共用利用を積極的に推進できること。

弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項

第3 要件

共用設備の購入にあつては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 設備を共有化することにより、各研究課題の遂行に支障が生じないこと。

(2) 当該購入経費を支出する者(以下「共同購入者」という。)は全員が本学に所属していること。ただし、共用設備を購入する年度において退職が予定されている者または他機関への異動が予定されている者は、共同購入者となることができない。

(3) 全ての共同購入者が使用可能であること。

(4) 当該設備の購入経費の負担について、あらかじめ共同購入者間で取り決めること。

(5) 当該設備の維持管理費及び修繕費の負担について、あらかじめ共同購入者間で取り決めること。

5. 申請方法

申請者は、別紙様式1「共用研究設備整備支援事業申請書」に記入し、所属する部局長へ提出する。各部局長は要件を満たしていることを確認し、別紙様式2「共用研究設備整備支援事業申請一覧」にとりまとめの上、優先順位を付して令和3年10月1日(金)までに研究・イノベーション推進機構長へ提出する。

6. 選定方法及び選定結果の通知

研究・イノベーション推進機構長が設置する共用研究設備整備支援事業審査委員会において、申請書類に基づく書面審査により支援対象を選定する。選定後は速やかに全ての申請者に対して書面で選定結果を通知する。

7. 経費の執行

経費の執行にあたっては以下の点に留意すること。

- (1) 採択された設備以外への執行は認めない。
- (2) 採択された設備の分割購入は認めない。
- (3) 申請時の金額を超えて支援しない。
- (4) 購入にあたっては、「弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項」に基づくこと。なお、当該要項によって提出を義務付けられている「共用設備購入届出書」は本事業の「共用研究設備整備支援事業申請書」の提出をもって代えるものとする。

8. 共用研究設備利用状況報告

採択者は、令和3年度における当該設備の利用状況を別紙様式3「共用研究設備整備支援事業共用研究設備利用状況報告書」に記入し、部局長を通じ、令和4年4月28日(木)までに研究・イノベーション推進機構長へ提出すること。